

「日本健康相談活動学会会則」

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本健康相談活動学会と称する。

(目的)

第2条 本会は、健康相談活動・健康相談における養護教諭の実践、養成教育および現職教育に関する研究と研修を行い、養護教諭としての資質・能力の向上並びに、健康相談活動・健康相談の学術研究の振興に努め、子どもたちの成長と発達に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会及び研修会の開催
- (2) 健康相談活動・健康相談に関する研究活動
- (3) 学会誌の発刊
- (4) 子ども健康相談士の資格に関する事項
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、正会員及び学生会員とする。

第5条 正会員及び学生会員は、所定の手続きを得たものとする。
学生会員は、大学院生を除く。

第6条 本会の会員は、本会の目的に賛同する者及び理事長が認めた者とする。

第7条 会員は、本会の事業に参加し、学会誌、その他の配布を受け、総会において議決に参加することができる。

第8条 会員は、所定の会費を納めるものとする。
2年以上会費を滞納した会員は、退会したものとする。退会年度を含めた未納分の会費を納付することとする。

第9条 既納の会費は、すべて返納しない。

第10条 退会を希望する会員は、理事長にその旨を文書で届け出るものとする。

第2章 組織及び運営

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名

(2) 理事 若干名

(3) 監事 2名

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、次の事項とする。

- (1) 理事長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 理事は、事業や研究・研修の推進及び日常の会務を処理する。
- (3) 監事は、本会の会務ならびに会計を監査する。

(役員を選出と任期)

第13条 役員を選出と任期は、次の事項とする。

- (1) 理事は、地区別に会員の選挙によって選出する。
- (2) 地区は、北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州の6ブロックとする。
- (3) 理事の定数は、学会構成員の比を反映させて地区割り10名程度選出する。
- (4) 理事長は、理事の互選とする。
- (5) 理事長は、職域（現職養護教諭・教育行政・養護教諭養成）等を考慮して、
会員の中から若干名の理事を指名し、理事会で決定する。
- (6) 監事は、理事長が会員の中から指名し、理事会の承認を得て委嘱する。
- (7) 役員の仕事は、3年とする。ただし再任を妨げない。

(顧問)

第14条 本会に若干名の顧問を置くことができる。

顧問は、理事会において推薦し、総会の承認を得て理事長が委嘱する。

顧問は、理事長の諮問に応ずる。

(総会)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

第16条 本会は、次の規定に従って総会を開催する。

- (1) 総会は、毎年1回行う。ただし、理事長が必要と認めた場合には臨時に総会を開催することができる。
- (2) 総会は、会員の10分の1の出席をもって成立する。
- (3) 下記に掲げる事項は、総会の決議を要する。
 - ・事業計画及び報告
 - ・収支予算及び収支決算
 - ・役員を選出
 - ・会則の改正

・その他本会の運営に関わる重要事項

第17条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもってこれを決定する。

2 可否同数の場合は、総会毎に選任する議長がこれを決定する。

(理事会)

第18条 理事会は、理事長・理事をもって構成する。

2 理事会は、必要に応じて理事長が招集する。

3 理事会は、総会の議決事項を審議し、本会の会務の円滑な運営を図る。

(委員会)

第19条 本会には次の委員会を置く。

(1) 総務委員会

総務委員会は、各委員会、会計、庶務及び他学会・関係団体との連絡等会務全体の円滑な運営のための調整にあたる。

(2) 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、理事の改選に際し、その選出に関する事項にあたる。

(3) 研修運営委員会

研修運営委員会は、健康相談活動・健康相談に関する研修の企画、運営にあたる。

(4) 学術研究委員会

学術研究委員会は、健康相談活動・健康相談に関する研究及び研究助成の運営にあたる。

(5) 編集委員会

編集委員会は、学会誌の発刊にあたる。

(6) 子ども健康相談士資格認定委員会

子ども健康相談士資格認定委員会は資格認定のための審査及びその業務にあたる。

(学術集会)

第20条 本会は、年1回学術集会を開催する。

(事務局)

第21条 本会の事務局を理事長の指定する所に置く。また、若干名の幹事を置くことができる。

第3章 会計

(会計)

第22条 本会の経費は、会費・事業に伴う収入・寄付金及びその他の収入をもって

あてる。

本会の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌2月末日で終わる。

(会費)

第23条 会費は、正会員は年間5,000円、学生会員は年間2,500円とする。

(会則の変更)

第24条 本会の会則を変更する場合は理事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

- 付則 1 この会則は、2005年2月26日に制定し、同日より施行する。
2 施行の日より翌年3月31日までを設立年度とする。
3 第11条に定める役員の選出については、設立年度は発起人会が役員選出委員会として役員を選出し、設立総会において選任する。
4 第20条に定める会計年度については、設立年度はこの限りでない。

付則 この会則は、2006年2月18日に一部改正し、同日より施行する。

付則 この会則は、2008年3月2日に一部改正し、2009年度より施行する。

付則 この会則は、2009年3月1日に一部改正し、同日より施行する。

付則 この会則は、2011年2月20日に一部改正し、同日より施行する。

付則 この会則は、2012年2月12日に一部改正し、同日より施行する。

付則 この会則は、2016年3月6日に一部改正し、同日より施行する。

付則 この会則は、2017年2月19日に一部改正し、同日より施行する。

付則 この会則は、2018年3月4日に一部改正し、同日より施行する。

付則 この会則は、2019年3月3日に一部改正し、同日より施行する。

付則 この会則は、2020年2月23日に一部改正し、同日より施行する。

付則 この会則は、2021年2月21日に一部改正し、同日より施行する。

日本健康相談活動学会会則実施細則

第1条 この実施細則は、日本健康相談活動学会会則に基づき日本健康相談活動学会の運営に必要な事項を定める。

(理事の選出)

第2条 理事の選出に際しては、会員の中から選挙管理委員を選出し、選挙管理委員会を組織する。選挙管理委員は選挙権及び被選挙権を有する。

第3条 有権者は、選挙実施時における前年度の会費を納入した会員とする。

第4条 被選挙権を有する者は、有権者のうち引き続き3年以上会員であったもの

とする。

第5条 理事の有資格者は会則第4条に定める会員とする。

(顧問の選出)

第6条 顧問の選出は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 永年会員として活躍し、特に功績のあった者
- (2) 学術集会学会長や役員として特に功績のあった者
- (3) その他特に本会の顧問としてふさわしいと認められる者

(総務委員会)

第7条 総務委員は、次の事項を行い、会務及び事務局の円滑な運営のための調整にあたる。

- (1) 本会の庶務、渉外、会計、会則改正、日本学術会議、他学会等関連機関との連絡調整に当たる。
- (2) 本会の円滑な事務局の運営に当たる。

2 総務委員会は、次の委員をもって組織する。

総務委員会には委員会の長として総務委員長を置く

- (1) 総務委員長
- (2) 総務委員

第8条 総務委員長は、理事の中から理事長が指名する。

任期は3年として、再任を妨げない。

2 総務委員は、会則第17条(1)(2)を円滑に進めるため理事、幹事、会員、その他事務局員等から総務委員長が推薦し理事会で承認する。

(選挙管理委員会)

第9条 選挙管理委員の選出は次のとおりとする。

- (1) 選挙管理委員は4人とし、理事会で選出する。
- (2) 選挙管理委員は、実施細則第4条に定める有資格者のうち、引き続き3年以上会員であったものとする。
- (3) 選挙管理委員は、役員改選の1年前の総会において承認を受ける。
- (4) 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選とする。
- (5) 選挙管理委員の任期は、選挙結果の公表をもって終了とする。

2 選挙管理委員会は、選挙期日を決定し、被選挙権を有する者の名簿を公表する。

(研修運営委員会)

第10条 研修運営委員会は、次の事項を審議し、研修の企画及び運営にあたる。

- (1) 健康相談活動・健康相談に関する研修の企画にあたる。

- (2) 研修会の運営に関する連絡調整にあたる。
- (3) その他、学会の発展に寄与する研修の企画及び運営に関すること。

2 研修運営委員会は、委員をもって組織する。

研修運営委員会には、委員会の長として研修運営委員長を置く。

- (1) 研修運営委員長
- (2) 研修運営委員

第 11 条 研修運営委員長は、理事の中から理事長が指名する。

任期は 3 年とし、再任を妨げない。

2 研修運営委員は、理事の中から研修運営委員長が推薦し、理事会で承認する。

(学術研究委員会)

第 12 条 学術研究委員会は、次の事項を行い、研究及び研究助成等の運営にあたる。

- (1) 健康相談活動・健康相談に関する研究の企画にあたる。
- (2) 研究助成の企画、運営にあたる。
- (3) その他、学会の発展に寄与する学術研究に関すること。

2 学術研究委員会は、委員をもって組織する。

学術研究委員会には、委員会の長として学術研究委員長を置く。

- (1) 学術研究委員長
- (2) 学術研究委員

第 13 条 学術研究委員長は、理事の中から理事長が指名する。

任期は 3 年とし、再任を妨げない。

2 学術研究委員は、理事及び会員の中から学術研究委員長が推薦し、理事会で承認する。

(編集委員会)

第 14 条 編集委員会は、次の事項を行い、学会誌を発刊する。

- (1) 学会誌の発刊に関すること。
- (2) その他、学会誌の発刊に関すること。

2 編集委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 編集委員長
- (2) 編集委員

第 15 条 編集委員長は、理事の中から、理事長が指名する。

任期は 3 年とし、再任を妨げない。

2 編集委員は、理事及び会員の中から編集委員長が推薦し、理事会で承認する。

(子ども健康相談士資格認定委員会)

第 16 条 子ども健康相談士資格認定委員会（以下、資格認定委員会）は、次の事項を行い資格認定のための審査及びその業務にあたる。

- (1) 認定関係諸規定の審議に関すること。
- (2) 子ども健康相談士資格の審議及び登録に関すること。
- (3) その他、資格認定に関すること

2 資格認定委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 資格認定委員長
- (2) 資格認定委員

第17条 資格認定委員長は、理事の中から理事長が指名する。任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 資格認定委員は、原則として子ども健康相談士の資格を有する者で、理事及び会員の中から資格認定委員長が推薦し、理事会が承認する。

第18条 子ども健康相談士の資格については別に定める。

(学術集会)

第19条 学術集会における年次学会長は、理事長が指名する。

- 2 任期は1年とする。
- 3 年次学会長は、実行委員会を組織し、学術集会の運営に当たる。
- 4 年次学会長は、理事会に学術集会の報告を行うなど、連絡調整に当たる。
- 5 実行委員会は、次の事項を審議し、学術集会を開催する。
 - (1) 学術集会の形式
 - (2) 演題の選定及び座長の選出
 - (3) その他学術集会の運営に関すること。

第20条 夏季セミナー実行委員長は理事長が指名する。

- 2 任期は1年とする
- 3 夏季セミナー実行委員長は、学会本部研修運営委員会の企画案に基づいて運営に当たる。

付則 この実施細則は、2006年2月18日に制定し、同日より施行する。

付則 この実施細則は、2008年3月2日に制定し、2009年度より施行する。

付則 この実施細則は、2009年3月1日に一部改正し、同日より施行する。

付則 この実施細則は、2011年2月20日に一部改正し、同日より施行する。

付則 この実施細則は、2013年3月3日に一部改正し、同日より施行する。

付則 この実施細則は、2016年3月6日に一部改正し、同日より施行する。

付則 この実施細則は、2018年3月4日に一部改正し、同日より施行する。

付則 この実施細則は、2019年3月3日に一部改正し、同日より施行する。

付則 この実施細則は、2020年2月23日に一部改正し、同日より施行する。